

個人番号（マイナンバー）ご提出のお願い

お客様各位

平素よりスターリング証券をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2016年1月から、マイナンバー制度が開始されました。

証券会社等でも税務署に提出する各種支払調書等に、お客様のマイナンバーを記入することが求められます。そのため、当社に取引口座を開設されているお客様は、当社へマイナンバーをご提出お願いいたします。

本件は、当社にマイナンバーを未提出のお客様が対象となります。既にご提出済みの場合、再度提出する必要はございません。

ご提出いただいたマイナンバーにつきましては、当社が定めるマイナンバー関連規程に基づき厳重に管理・保存いたします。

■当社へご提出いただくもの

個人番号書類（以下のうち、いずれか1点）

- ・個人番号カード（表と裏の両面のコピー）
- ・通知カード（コピー。裏面に記載がある場合は、裏面もご提出ください）
- ・住民票の写し（原本。有効期限3カ月以内でマイナンバーが記載されている住民票）

下記URLの当社Webサイトもご覧いただけます。

https://www.sterlingsecurities.jp/account_open/personal.html

■ご提出の方法

- ・メールの場合

写真撮影した画像をメールに添付し送信ください。

宛先アドレス： info@sterlingsecurities.jp

件名：マイナンバーの通知

本文：氏名、口座番号

- ・郵送の場合

送付先

〒100-6030 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビル 30F

スターリング証券 マイナンバー受取担当 宛て

ご協力、よろしくお願い申し上げます。